

第 4 章 災 害 予 防 計 画

第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域における事故による災害を予防するため、保安管理体制の整備並びに適切な設備管理及び運転管理等、危険物施設等の安全性を確保するための必要な措置を講じるものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 防災体制

法令に定められた規程類の整備及び保安管理体制を整備するとともに、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、災害が発生した場合における事業所の防災体制の構築及び規程基準類を整備する。

(2) 設備管理

法令に定められた技術基準を遵守するとともに、定期的な設備の点検及び適切な維持管理を行うことにより、施設の健全性を維持する。事業所外に敷設されたパイプラインについては、腐食を防止するための施設の維持管理及び敷設状況に応じた点検等を実施する。

また、施設の設置又は変更を行う場合は、施設の設置又は変更に係る危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき必要に応じ施設の構造等の変更について検討する。

なお、施設の設置又は変更にあたっては、適切な設備管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(3) 運転管理

法令に定められた技術上の基準を遵守するとともに、施設の運転管理のための手順書等に基づき、施設の安全な運転状態を維持する。

また、運転条件を変更する場合、施設の変更を行う場合及び取り扱う物質等に関する新たな知見等が得られた場合等における危険性の評価、並びに施設が正常な運転状態から逸脱した場合を想定した危険性の評価を実施し、その評価結果に基づき運転管理のための手順書等を整備するとともに、必要に応じ施設の変更等について検討する。

なお、運転管理のための手順書の整備にあたっては、適切な運転管理を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

(4) 非定常作業時等

施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合は、当該作業の対象となる施設の態様及び取扱物質の性状並びに実施する作業内容を勘案した当該作業の危険性の評価を実施するとともに、その結果に基づき作業手順書等を整備する。

なお、非定常作業に係る作業手順書等の整備にあたっては、安全な作業を実施するために蓄積された知見及び過去のトラブル事例等を考慮するものとする。

また、当該作業を実施する際は、あらかじめ作業に従事する従業員及び協力会社従業員に対し作業手順書等の教育等を行う。

(5) 毒性物質

毒性物質の貯蔵量及び取扱量については必要最小限とし、その性状に応じた除害施設の設置及び施設に異常が生じた場合の緊急移送先等を確保する。

また、毒性物質を取り扱う施設については、毒性物質が漏洩した場合を想定し、当該施設をロック化する等の措置を講じる。

(6) 防災施設等

特定防災施設等、防災資機材、ガス漏洩検知警報設備、緊急遮断施設及び毒性物質の除害施設並びに水、電気及び不活性ガス等製造施設の運転制御や防災活動のために必要な資源を供給するための施設等（防災施設等）については、災害発生時においても正常に機能することができるよう、日常の維持管理を適切に行う。

また、災害発時に防災施設等に損傷等が生じた場合に備えて、応急措置又は代替措置により被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、機能回復のための計画を策定する。

(7) 事務所等

防災活動の指揮命令を行うための事務所等及び製造施設の運転制御を行うための計器室等（事務所等）については、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の様に応じ、災害発生時において事務所等が適切に機能することができるよう必要な措置を講じる。

また、災害発生時において事務所等が損傷又はその機能の低下が生ずることを想定し、その機能回復及び代替措置について検討を行う。

(8) 複数災害の同時発生への対応

事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定し、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急性の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(9) 緊急措置に係る規程類の整備

災害が発生した場合における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置並びに保安要員の確保等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

(10) 避難場所等の確保及び周知徹底

あらかじめ災害が発生した場合の熱影響等の範囲を把握するとともに、災害が発生した場合における従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(11) 輸送車両

車両による高圧ガス、石油類等の入出荷作業については、作業前、作業中及び作業後の施設の点検を徹底する。

(12) 船舶

船舶による荷役作業については、荷役作業前、荷役作業中及び荷役作業後の施設の点検を徹底するとともに、荷役作業に係る船舶と陸上施設との連絡体制を構築する。

また、船舶の規模及び輸送物質等に応じ、オイルフェンスの展張及び警戒船の配置を行うとともに、荷役作業に伴う災害の発生に備え応援を求める防災船等を把握する。

なお、シーバースにおける荷役作業については、別に定めるシーバース協定に基づき、安全確認及び監視警戒体制の強化等を行う。

(13) 事故事例等の活用

事故及びトラブルについては直接的な原因だけでなく、それに至る背景的な要因についても解析等を実施し、再発防止のための必要な措置を講じるとともに、講じた措置については継続的に検証を実施する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 石油コンビナートの保安に係る指導
- イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
- ウ 電気工作物の検査及び指導
- エ 特定事業所に対する立入検査
- オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導

(2) 三重労働局

- ア 臨検監督及び安全衛生指導
- イ 化学設備のセーフティーアセスメントの徹底指導
- ウ ボイラー、第一種圧力容器等の届出に基づく検査
- エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
- オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
- カ 安全衛生教育に関する指導、援助
- キ 化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指導

(3) 海上保安部

- ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守について指導監督
- イ 危険物荷役桟橋等に対する関係法令の遵守について指導監督

(4) 県

- ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査
- イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
- エ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
- カ 消防機関が行う予防査察等についての助言又は指導
- キ 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導

(5) 市

- ア 特定事業所並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査
- オ 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導
- カ 保安防災教育訓練の指導
- キ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

第2節 自然災害予防計画

特定事業者及び防災関係機関は、特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震及び津波その他の異常な自然現象による二次災害の予防のため、危険物施設等の自然災害に対する安全性の確保を図り、避難場所、避難路の整備等必要な措置を講じるものとする。

第1 地震・津波災害予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、第3章において想定された災害の発生を防止するため、第1節に定めるものその他、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 製造施設

製造施設については、法令等で定められた耐震性能を維持するとともに、想定される災害の発生を防止するための施設の耐震性の評価及び施設の耐震性を向上させるための必要な対策、並びに地盤の液状化に伴う施設への影響の評価及び対策を講じる。

また、災害が発生した場合の影響範囲及びとるべき対応等について、検討を行う。

(2) 事務所等

防災活動に係る指揮命令を行うための事務所等及び製造施設の運転制御を行うための計器室等（事務所等）について必要な耐震性能を確保するとともに、津波による浸水及び地盤の液状化に伴う事務所等の損傷並びに機能の低下を防止するための必要な措置を講じる。

また、地震、津波又は地盤の液状化により事務所等が損傷若しくはその機能の低下が生ずることに備え、その代替措置について検討を行う。

(3) 防災施設等

特定防災施設等及び特定通路等の防災活動上重要な通路、緊急遮断施設、毒性物質の除害施設並びに水、電気及び不活性ガス等製造施設の運転制御や防災活動のために必要な資源を供給するための施設（防災施設等）について、地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による防災施設等の機能低下の可能性について検討し、地盤の液状化対策、設備の二重化及び設置場所の検討を行う。

また、防災施設等に損傷等が生じた場合に備えて、応急措置又は代替措置により被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、機能回復のための計画を策定する。

(4) 危険物タンク

危険物タンクについては、津波による浸水に伴う滑動の可能性について評価を行うとともに、滑動を生じさせない為のタンクの適正な液面管理、及び滑動が生じた場合における内容物の漏洩を防止するための緊急遮断弁の設置等、必要な措置を講じる。

(5) 浮き屋根式タンク等

浮き屋根式タンクは、法令で定める空間容積以上の容積を確保するよう液面管理を徹底するとともに、既設浮き屋根式タンク及び浮き蓋付きタンクはスロッシングによる浮き屋根等の損傷を防止するため、早期に法令で定める構造基準に適合させる。

また、浮き屋根式タンクの浮き屋根が沈降した場合の対応に必要な資器材について、その確保のための計画を策定する。

(6) 津波による漂流物対策

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高を把握するとともに、施設及び車両等の流出防止に係る措置を検討する。

また、必要に応じ場外からの漂流物による施設の損傷等を防止するための措置を検討する。

(7) 複数災害の同時発生への対応

地震発生時、事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定して、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急度の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(8) 緊急措置に係る規程類の整備

地震発生時や津波警報等発表時における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置、保安要員の確保、防潮扉の閉鎖並びに船舶の速やかな離岸等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

また、緊急停止に係る操作については可能な限り自動化する。

(9) 避難場所等の確保及び周知

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高並びに地震による事業所内の地盤の液状化の範囲を把握するとともに、従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(10) 施設の復旧計画

地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による施設の損傷並びにその機能が低下することを想定し、必要に応じて特定事業者間で協議を行い、あらかじめ復旧する施設の順位等について検討を行うとともに、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるための措置について検討を行う。

2 防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部、三重労働局、海上保安部、県、市及び消防本部は前節の予防対策に定めるもののほか、地震及び津波による災害予防のため、特定事業者を指導する。
- (2) 中部地方整備局は、地震及び津波による災害を防止するため港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導を行う。
- (3) 県及び四日市港管理組合は、海岸保全施設の整備を行い、津波等による災害を予防するとともに、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- (4) 市は、陸海空の輸送ルートを確保するため、臨時ヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の指定を行う。

第2 他の自然災害に対する予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、想定される自然災害の種類や特定事業所の立地状況等を考慮し、第1に準じて設備の健全性の確保や防災体制の強化に努める。

2 防災関係機関

防災関係機関は、事前に予測が可能な高潮、台風等の自然現象による災害の予防のため、特定事業者に対し、防災対策の確立、設備の健全性の確認等的確な災害予防対策の実施を指導する。

第3節 大規模災害予防計画

発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害（大規模災害）の発生の対応のため、特定事業者及び防災関係機関は第1節及び第2節に定めるもの他、以下の対策を講ずることに努める。

1 特定事業者

特定事業者は、取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害について、当該災害が発生した場合の影響範囲及び対応等について検討を行うとともに、その検討結果等について防災関係機関に提供する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、発生する可能性は非常に低いものの発生した場合には大きな影響を及ぼすおそれがある災害について、当該災害が発生した場合の対応等について検討を行う。

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

なお、これら訓練には南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応にかかるものについても考慮する。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

- (1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。
- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
 - イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持する為の作業標準等に係る教育訓練
 - ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
 - エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練
 - オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練
 - カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練
 - キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練
- (2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。
- (3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。
- (4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
高压ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
安全衛生教育等推進要綱に基づく教育・研修
- (3) 県
高压ガス関係の安全教育
- (4) 消防本部
 - ア 自衛防災組織及び共同防災組織の活動に関する教育
 - イ 危険物の安全教育

第2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独又は共同で災害応急対策訓練を行う。また、特定事業者及び防災関係機関は、相互の有機的な連携を図るため、合同で総合的な災害応急対策訓練を行う。

なお、これらの訓練について、事業所外へ影響が及んだ場合及び南海トラフ地震が発生した場合等における初動訓練及び応急対策訓練についても考慮する。

1 訓練の区分

(1) 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づきその業務に関連した訓練種目を設定し、個別に実施する訓練

(2) 共同訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、共同で実施する訓練

(3) 総合訓練

特定事業者及び防災関係機関が、災害想定に基づき必要な訓練種目を設定し、合同で年1回以上実施する総合的な訓練

2 訓練種目

(1) 平常時想定

- ア 緊急通信訓練
- イ 従業員の救助・救護訓練
- ウ 火災、爆発防御訓練
- エ タンカー等船舶火災防御訓練
- オ 流出油等処理訓練
- カ 毒性物質漏洩除害訓練
- キ 可燃性ガスの漏洩防御訓練
- ク 情報収集伝達訓練
- ケ 導管に係る応急対策訓練
- コ その他必要な訓練

(2) 地震時等想定（その他の異常な自然現象時を含む）

平常時想定の訓練種目に準じ、南海トラフ地震時等における災害の同時発生等の特殊な状況を考慮した訓練

- ア 非常参集訓練
- イ 危険物施設等の点検、整備訓練
- ウ 複数災害同時発生対応訓練
- エ 電気、水、計装用空気その他施設の運転及び制御に不可欠な資源の喪失を想定した訓練
- オ 津波警報等発表時における従業員の避難訓練及び施設の緊急停止訓練
- カ その他必要な訓練

3 報告

特定事業者は、本部長からこれらの訓練の実施状況報告を求められた場合は、速やかに報告する。

第5節 防災資機材等の整備強化計画

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の予防及び災害応急対策に必要な防災資機材等の選定及び備蓄主体を検討し、その適正配備、整備強化に努めるものとする。

1 特定事業者

防災活動を行うための資機材については、法令に定められた資機材の配備を行うとともに、事業所における取扱物質の種類、取扱量及び製造工程等事業所の態様に応じ、必要な資機材の種類及び数量の検討を行い、配備を行う。

また、火災の発生及び毒性物質の漏洩並びに地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等を考慮し、資機材を事業所内の適切な箇所に配置するとともに、資機材に損傷等が生じる場合を想定し、資機材の移動による損傷等の防止に係る計画及び代替措置等による速やかな機能回復のための計画を策定する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、防災資機材等の整備を強化するとともに、その保有状況等を常に把握し相互協力により、合理的な防災活動を行う。

第6節 通信設備整備強化計画

防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の発生に対応するため、情報の収集及び伝達に必要な通信手段の整備強化に努めるものとする。

1 特定事業者

特定事業者は、災害が発生した場合、初期防災体制の充実及び消防機関等に対する通信手段を強化するため、次の事項について積極的に推進する。

(1) 専用通信手段の多重化

消防機関及び共同防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努める。

また、南海トラフ地震等の地震発生時には一般の通信連絡網の混乱、通信設備の損壊による通信不能等が予想されるので、有線通信設備の他に防災相互通信用無線局の設置等の通信手段の多重化を行う。

(2) 事業所間防災無線網の整備

情報の共有化及び事業所間の応援体制の強化を図るため、事業所間の防災無線網の整備に努める。

(3) 従業員の招集手段の強化

夜間・休日等の災害の発生に対し、初期防災体制の強化を図るため従業員の招集について、一元的に実施できるよう招集手段の強化を行う。

(4) 災害時における通信手段の強化

災害時においては、有線電話及び携帯電話等による通信が困難となることを想定し、無線通信設備、衛星系通信設備等の配備を行う。

(5) 通信資機材の点検整備

通信設備は定期的に点検整備を行い、緊急時にトラブルの発生がないように管理する。

また、停電時を考慮して、通信設備や事業所内放送設備等の非常用電源を確保する。

2 防災関係機関

防災関係機関は、各機関所属の無線通信設備の強化を図るとともに、防災関係機関が相互に通信できる防災相互通信無線設備の設置を推進する。この場合、地上系通信だけでなく衛星系通信の整備も進め、通信手段の二重化を図るものとする。

また、県においては、防災行政無線が南海トラフ地震等の大規模な地震にも耐えうるようにするため、自家発電装置の空冷化及び中継施設の耐震化等の対策を促進する。

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画

特別防災区域に係る災害が、周辺地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯又は緑地の整備に努めるものとする。

1 緩衝地帯又は緑地の設置の推進

- (1) 市は、緩衝緑地等の設置の推進を図る。
- (2) 特定事業者は、単独又は共同して災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、自ら緩衝地帯の設置を行う。
- (3) 第1種事業者は、緩衝緑地等の設置計画について、市に協力しなければならない。

2 緩衝地帯又は緑地の現状

| No. | 場所 | 面積(m ²) | 工期 | 種別 | 実施主体 |
|-----|--------------------|---------------------|----------|------|--------------------|
| 1 | 四日市市六呂見町J S R(株)北側 | 5,900 | S48年～51年 | 緩衝地帯 | J S R(株) |
| 2 | 〃 午起三丁目地内 | 24,000 | S48年～50年 | 緩衝地帯 | コスモ石油(株) |
| 3 | 〃 稲葉町 | 5,700 | S48年～51年 | 緩衝地帯 | コスモ石油(株) |
| 4 | 〃 大字塩浜 | 8,900 | S41年～52年 | 緩衝地帯 | 四日市市 (住宅改造事業) |
| 5 | 〃 霞ヶ浦 | 254,000 | S45年～47年 | 緩衝地帯 | 公害防止事業団 |
| 6 | 〃 霞地区コンビナート西運河 | 450,000 | S49年 | 運河 | 船舶荷役施設設置事業 |
| 7 | 〃 日永東一丁目中央緑地 | 285,000 | S43年 | 緩衝地帯 | 公害防止事業団 |
| 8 | 〃 尾上町 | 14,925 | S55年～56年 | 防災緑地 | 四日市市 (防災緑地整備事業) |
| 9 | 四日市市楠町北五味塚楠緑地公園 | 75,500 | H2年～7年 | 緩衝地帯 | 環境事業団 |

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

関西空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

- (1) 特別防災区域内での離着陸の制限
- (2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の制限
- (3) 航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）第 81 条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 関西空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、関西空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び関西空港事務所に通報する。

第9節 防災に関する調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域における災害の発生を防止するため、必要に応じ防災に関する調査研究を行う。

1 主な調査研究項目

- (1) 石油及び高圧ガス等の製造、貯蔵、取扱及び消費に係る施設の安全に関する調査研究
- (2) 火災、爆発、可燃性ガス・毒性物質の漏洩及び石油等の流出による災害の発生及び拡大の防止に関する調査研究
- (3) 災害の想定に関する調査研究
- (4) 災害の原因に関する調査研究
- (5) 火災、爆発等の災害防御技術に関する調査研究
- (6) その他必要と認められる事項の調査研究

2 調査研究結果の提供

防災関係機関及び特定事業者は、防災に関する調査研究を実施した場合は、必要に応じて他の防災関係機関及び特定事業者にその結果を提供する。

